

寄付と税金について

当院への寄付金につきましては、特定公益増進法人への寄付として税法上（所得税、法人税、相続税）の優遇措置があります。

また、名古屋市にお住まいの方であれば、**個人住民税等**の寄付金税額控除の対象になります。

※ 税金のお問い合わせについては、お近くの税務署や税務相談室、県又は市区町村にお問い合わせ下さい。（都道府県によって取扱いが異なる場合がございます。）

個人住民税の寄付金控除制度について

1. 個人住民税等の寄付金控除制度とは

一定の団体に個人が寄付をした場合、申告を行うことで個人住民税等の一定の額が税額から控除される制度です。

2. 寄付金税額控除額の例（基本控除額）※名古屋市の場合

（寄付金額－2,000円）×8％に相当する金額が**個人住民税**から控除されます。

※ 総所得金額等の30％が限度です。

3. 寄付金税額控除の手続

個人住民税から寄付金税額控除を受けるためには、寄付した方からの申告が必要となります。

○ **確定申告が必要です。**

寄付をした翌年の3月15日までに、所得税の確定申告をする必要があります。

○ 申告にあたっては、寄付をした際に受け取った**寄付金受領証明書等の添付が必要です。**

○ 寄付をした翌年1月1日に名古屋市にお住まいであれば、名古屋市で寄付金税額控除を受けることができます。

○ 対象となる寄付金につきましては、お住まいの県又は市区町村にお問い合わせ下さい。

寄付者が法人の場合

法人の方が寄付を行う場合、寄付金額の全額を損金に算入することができます。

※ 法人税法第37条

◎税金についてのお問い合わせ先

●名古屋市財政局税務部市民税課市民税係 TEL：052-972-2352

URL：<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/>

●愛知県総務部税務課

TEL：052-954-6049

URL：<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/>